

第4章 施策の方向性

1 環境基本計画における施策の方向性

西東京市環境基本計画では、環境情報や各主体の連携について、以下のような方向性が示されています。

- 環境情報について -

環境情報の交流は、一方的な情報提供ではなく、子どもから大人まで、市民から事業者、行政を問わずに情報が相互に交流できるような方法で進めていきます。その中で、事業者、市民の環境に関する意見などを広く聞き、環境行政へ反映させていきます。

また、散在する環境情報を集約し、さらに不足している環境情報については新たに補充するなど、環境情報の整備を進め、市民の環境意識の向上や環境学習に資するよう、わかりやすく情報の提供を行います。

- 各主体の連携について -

市民団体、環境教育従事者、地域環境に関する知識の豊富な人など、環境保全に関して専門知識を有し、また、率先した行動を行うことのできる人材を環境リーダー（核となる人）として育成・組織し、連携しながら環境保全活動を推進します。

また、市民の環境保全活動への参加と、活動の広がりを目指して、事業者、市民、市民団体などと市が信頼関係を築くとともに、相互に協力し、連携を深めながら、環境保全を通したまちづくりを推進していきます。

環境学習の推進は、行政の主要な政策課題である一方で、市民一人ひとりが「いかに生きるか」という、いわば価値観をも問うものであることに留意しなければなりません。そのため、各地域において環境学習が展開されるよう、その理念の普及や推進のためのしくみづくりに力を入れるとともに、市が実施する、あるいは実施しようとしている様々な施策に、環境学習の視点を取り入れるようにします。

市民団体はその民間性、自主性、専門性、地域性等を生かして、環境学習を推進していくことも大いに期待されています。そのため、環境学習に関するノウハウや実践経験を豊富に積み上げている市民団体や個人等との連携を積極的に図ります。

2 環境学習基本方針における施策の方向性

(1) ネットワークで多彩な情報をつなぐ

複雑な環境問題を抱える現代社会において、環境に関する情報に対するニーズが高まっています。このことから、より多くの人たちに情報を共有してもらうため「量・質・

速さ」などを含めた『しくみ』をつくる必要があります。市民の主体的な環境学習や実践行動を促すためには、環境の現状や環境問題に関する情報が、欲しい時に欲しい形で入手できるような体制が整備されていることが前提となります。このため、多角的視野に立った基礎的な情報を整備するとともに、各主体の有する情報とのリンクなどにより、それらの提供及び有効利用のための体制を体系的に整備・強化します。また、ライフスタイルや経済社会システムの変化という観点からみると、消費行動において環境を重視していくことを促すことが効果的なことから、製品選択に際して購入者が留意すべきポイントや、個々の製品が環境面でどのような性質を持っているかに関する情報、さらには、エコマークなどのラベリング制度やグリーン購入といった社会的なしくみなどに関する情報を市民がいつでも入手できるように整備します。

また、環境学習に関する機会を拡大する意味からも、環境学習に係わる個人・団体の活動状況や、各主体の企画・実施している様々な学習講座、イベント、セミナー等に関する情報などを集約し、整理のうえ、一覧的に発信していくような情報提供システムを検討します。

施策の方向性 1

<p>地域の環境を学ぶ方法として、地域の歴史を知る人(地域の市民や高齢者、農家、商店者など)から歴史を学び、歴史の流れが環境の変化でもあることを踏まえて、総合的な視点を取り入れた環境学習の取組みを進めていきます。</p>	<p>市が所有する郷土史や大学などが所有する古文書などの資料の活用 地域住民等の連携のもとに、市内の環境変化の取りまとめを行う 市報やホームページでまとめた結果を情報として広く公表する</p>
--	--

施策の方向性 2

<p>市の広報等に環境コーナーを設置し、総合的な環境情報の発信を行うとともに、学校や職場を含めた市内各地域において、環境カウンセラーやリーダーなどの資格を持つ人に依頼して、様々な情報や意見等を提出してもらい、環境情報を廻る一連のしくみを確立します。</p>	<p>市のホームページに環境コーナーや地域事業者等の関連リンクを設置 各主体からの情報・意見を掲載する掲示板等を開設 環境カウンセラーやリーダーと各主体が話し合える場の設定</p>
--	--

施策の方向性 3

<p>図書館と連携し館内に環境関係の図書コーナーを設置するなど、市民等が情報収集しやすい環境を整備していきます。</p>
--

施策の方向性4

地域に生息する動植物の分布や自然観察フィールドなどの身近な情報を収集し、それらを地図情報（環境マップ等）として反映させていく「しくみ」を作ります。

施策の方向性5

情報の拠点施設を設置する際には、環境体験コーナー、環境サポートコーナー、環境リーダー養成等の各種講座を設け、環境に関する情報提供・情報収集の拠点として位置づけていきます。

(2) 推進の原動力として多彩な人材が育つしくみ

環境学習を進めていくうえで、各主体の特性や対等な立場を基本としながら、相互に協力・連携することが大切です。そのうえで行政が担うものとして、環境担当部門が行政内部や教育委員会との連携についてコーディネートしていく必要があります。

また、持続可能な社会の実現を目指して、体験を重視した環境学習を推進するには、環境や環境問題等に関する専門知識はもちろんのこと、環境学習のための技能・手法を備えた多様な人材が必要です。例えば、どのような目標に立って、どのような内容、手法で活動を行うかという全体的な企画・計画を行う役割を担う人（プランナー）や、それぞれの活動の場で参加者の思いや参加者同士の関係を上手に引き出したり促進したりする役割を担う人（ファシリテーター）、さらに、様々な人や団体、場とのネットワークづくりやそのつなぎ役として調整を行う役割を担う人（コーディネーター）などです。また、地域での環境活動の実践を担うリーダー的な人材も多数求められます。

活動する意欲や様々な専門性を備えた人材が、地域で多様な形で多数存在することは、地域での環境保全活動や環境学習の推進にとって大きな原動力となるものです。加えてそれぞれの専門分野や特性を生かしつつ連携して活動できるようなしくみや、環境学習の指導者としての技能・手法を身につけるための体系的な研修を受けられる機会の提供・充実が必要です。

一方、地域での実践活動の中心となっている個人、市民団体等が、それぞれの経験、視点等を分かち合いながら、実践の輪や活動の幅を広げられるよう、交流機会の提供やネットワーク形成支援を行うことも重要です。

なお、本格的な高齢社会が控えています。そのことから団塊の世代の人たちの活動機会を拡大することにより、各年齢層の活動の活発化・多様化も期待できます。

施策の方向性 1

市内小学校において、教科教育・総合的な学習の時間の中で行われている「環境教育」の実践例を整理し、各学校の実態に応じたプログラムの作成を、地域住民と各学校で進めていきます。

学校における環境教育実践の実態把握
環境教育推進の先進校などの実践分析
市における環境学習の実態把握

施策の方向性 2

目新しさや新たな発見の中から、最終的に環境へと結びつけ、子どもたちが「実感」を得ながらさらに自ら考え行動に結び付けられる授業を進めるためには、総合的な学習の時間等に外部から実験等のノウハウを持った市民団体・NPO・ボランティア・事業者等に講師を依頼するしくみをつくっていきます。

また、すべての市民を対象とした生涯学習の場においても、同等の取り組みを展開させていきます。

施策の方向性 3

生きた環境学習を学ぶため、環境に関連する学問を専門とする大学教員を、小・中学校や高校などの学校や環境団体などに派遣し、講演・実習をしてもらうことや、大学との交流の場をつくっていきます。

また、教師の環境意識を高めるための講習なども行います。

施策の方向性 4

環境問題について、学校教育機関等と事業者が幅広く連携し、環境教育の取り組みについて検討・実践していきます。

事業者が持っている技術シンクタンク及び実験フィールドの活用、各種環境実験や社会見学フィールドの提供
専門家派遣等、環境カリキュラムの導入等
教育機関と事業者が話し合える場を設定

施策の方向性 5

小学校が持つ既存資源を活用し、地域住民等(市民・市民団体・NPO・高校・大学等)が連携・協力して、自然環境の観察フィールドとして継続的に管理・運営していく手法を考えます。

高校生や大学生に活用方法などのアイデアを募集
学生と児童でビオトープや農園などを管理・運営
学生と児童が話し合える場を設定

施策の方向性 6

子どもが家庭で大人と一緒にになってCO₂削減を考え、実践していく手段として「キッズISO」に取り組み、子どもたちが自ら取り組んだことが地球温暖化防止に役立っていることを段階的に理解することができるように、市や関係機関が協力して取り組みについて周知を図っていきます。

施策の方向性 7

環境に配慮した取り組みをしている地元事業者や市の施設などを環境学習の拠点として活用します。

事業者の施設等(屋上緑化¹、壁面緑化²、ビオトープ³、コンポスト⁴等)環境学習・活動センターの活用

施策の方向性 8

学校や職場を含めた市内の各地域において、環境に関する資格や経験(環境カウンセラー・環境リーダーなど)を持った人たちを組織化し、さらにそれらの人たちが西東京市の環境学習を推進するリーダーとなって活動することで、各地域の連携役を担うしくみを確立していきます。

¹ 屋上緑化：建物の屋上で植物を育て緑化すること。大気の浄化やヒートアイランド現象の緩和等の効果があり、快適な生活空間を創出する。

² 壁面緑化：建物の壁面を植物で覆うことにより、快適な生活空間を創出する取り組み。壁面への日射を直接的に防ぐことで、ヒートアイランド現象や室内環境を緩和し省エネルギー効果がある。

³ ビオトープ：もともとは野生生物が共存している空間、自然生態系を指す用語。最近では、環境教育や動植物保護の観点から人工的に整備した空間のことを指す用語として使用されている。本方針では、後者の意味で使用。

⁴ コンポスト：生ごみなどの有機物を微生物の働きによって発酵・分解させ堆肥化する装置のこと。

施策の方向性 9

団塊の世代⁵の人たちや高齢者層を対象とした人材育成のための講座等の開催や支援をしていきます。

⁵ 団塊の世代：1947～49年のベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比べて人数が特に多く、2007年から大量に退職を迎えはじめるため、退職後の余暇活動等で様々に活躍することが期待されている。